

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-21-3-1	
事業名 雨水排水対策事業（岩子地区）	
事業費総額 333,845千円（国費 267,076千円） （内訳：本工事費 140,329千円、用地費及補償費 193,516千円）	
事業期間 平成25年度～平成26年度	
事業目的 東日本大震災により著しい被害を受けた本市岩子地区の浸水対策として実施する基幹事業（雨水幹線及びポンプ場整備）の、雨水排水区域の規模縮小を図るため、その道路嵩上箇所背後地の盛土及び家屋の嵩上等を実施する。	
事業地区 相馬市岩子地区	
事業結果 基幹事業による道路嵩上箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上等を実施。 【整備概要】 対象面積 岩子地区 A=5.0ha 物件移転補償：9件	
 道路嵩上箇所背後地盛土（施工前）	 道路嵩上箇所背後地盛土（施工後）
事業の実績に関する評価	
①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業では、基幹事業と併せて道路嵩上箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げを実施することで、恒久的な排水対策を講じることができ、かつ雨水排水区域の規模縮小が図られたことから、当初の目的を達成したと考える。	
②コストに関する調査・分析・評価 本事業では、基幹事業の道路嵩上げと並行して後背地の盛土を実施するなど、コスト縮減に努めている。また、指名競争により入札が行われており、事業コストは適切であったと評価できる。	

③事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
工 事	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	平成 25 年 7 月～平成 26 年 9 月

災害復旧事業及び復興事業が集中したことにより、資材・人材が不足し、当初の想定より事業期間が延長となったが、基幹事業である雨水幹線整備事業と効果促進事業である道路嵩上箇所背後地嵩上事業を一体的に進めるなど、効率的な手法で実施することができており、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部下水道課 電話番号：0244-37-2167

位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-22-1 事業名 都市公園事業（原釜・尾浜防災緑地）※施設費 事業番号 D-22-2 事業名 都市公園事業（原釜・尾浜防災緑地）※用地費
事業費 総額 5,382,615 千円（国費：3,993,759 千円） 内訳：施設費 4,864,192 千円（国費：3,648,144 千円） 用地費 518,423 千円（国費：345,615 千円）
事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度
事業目的・事業地区 防災緑地は、東日本大震災の津波により浸水被害を受けた原釜・尾浜地区において、総合的な防災力の高い復興まちづくりを実現するため、多重防御施設の一つとして整備したものである。 事業地区：原釜・尾浜地区
事業結果 D-22-1 ※施設費 令和 2 年 7 月 17 日供用開始 延長 1.6km 高さ T.P+7.2m 面積 13.7ha D-22-2 ※用地費 令和 2 年度年度 用地取得完了
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 防災緑地は、津波被害を軽減する防災機能の他に、観光・レクリエーション等の地域振興機能、景観や環境の再生・形成機能を持っており、計画段階から地域と連携し事業を完了させた。 (1) 津波被害を軽減する防災機能（樹木による津波減衰、避難時間の確保、漂流物捕捉） 耐潮性に優れたクロマツを植樹し順調に生育している。今後、クロマツが成木となり防災機能を発現するよう引き続き適切に管理を行う。 (2) 観光・レクリエーション等の地域振興機能 防災緑地の園路は、日常的な散策路して地域の方々に親しまれている。また、防災緑地は、震災の伝承施設として他の施設とネットワーク化し、広域的な観光資源として期待される。 (3) 景観や環境の再生・形成機能 津波で失われた沿岸部の樹林景観を再生し、地域のグリーンインフラとして貢献している。 ② コストに関する調査・分析・評価 ・相馬市が策定した復興整備計画を基本として事業規模を計画しており適正な規模で整備された。 ・防災緑地の盛土材として、他工事からの流用土を活用し、コスト縮減を図った。 ・事業費については、工事や委託業務の受注者を競争入札により選定していることから妥当である。 ・用地の買収単価については、鑑定評価に基づき決定しており適正である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

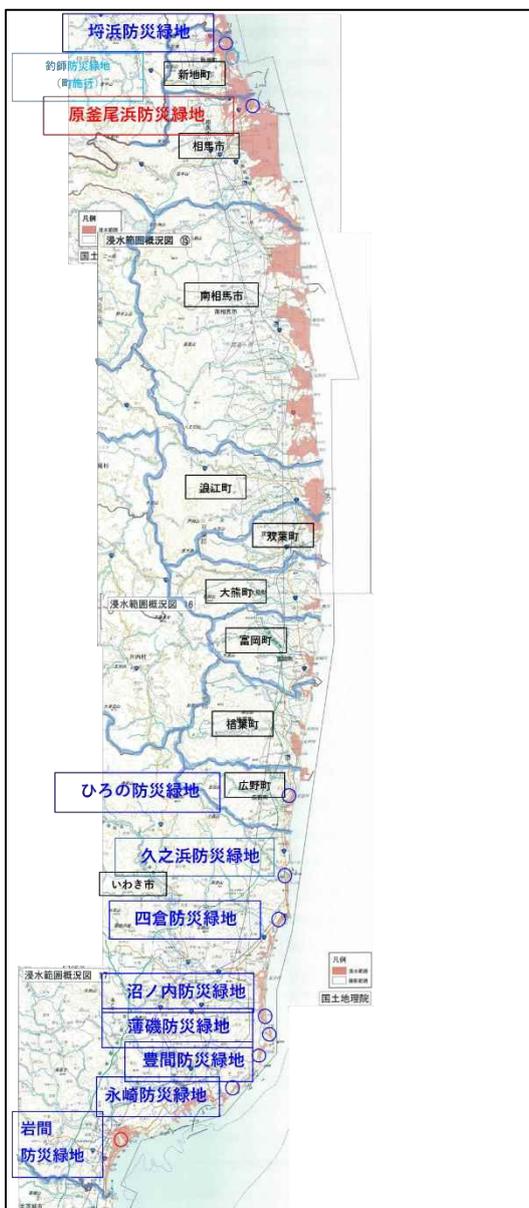
- ・ 想定した事業期間 平成25年1月～令和2年3月
- ・ 実際に事業に要した事業期間 平成25年1月～令和3年3月
- ・ 防災緑地の施工にあたっては、隣接する道路整備事業との工程調整が必要となり、計画よりも事業期間を要することとなったが、周辺施設の進捗と調整を図り利用等に支障はなかった。
- ・ 防災緑地の計画策定にあたり、地域の方々とワークショップを重ね合意形成を図った。

事業担当部局

福島県土木部まちづくり推進課

電話番号：024-521-7507

〈位置図〉



〈施行前写真〉



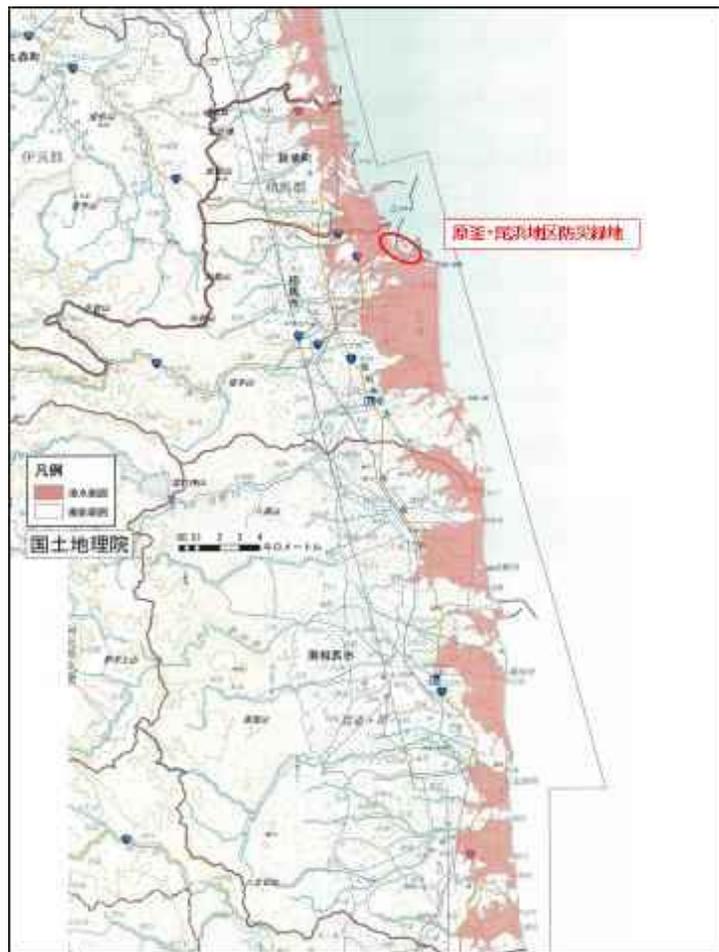
〈竣工写真〉



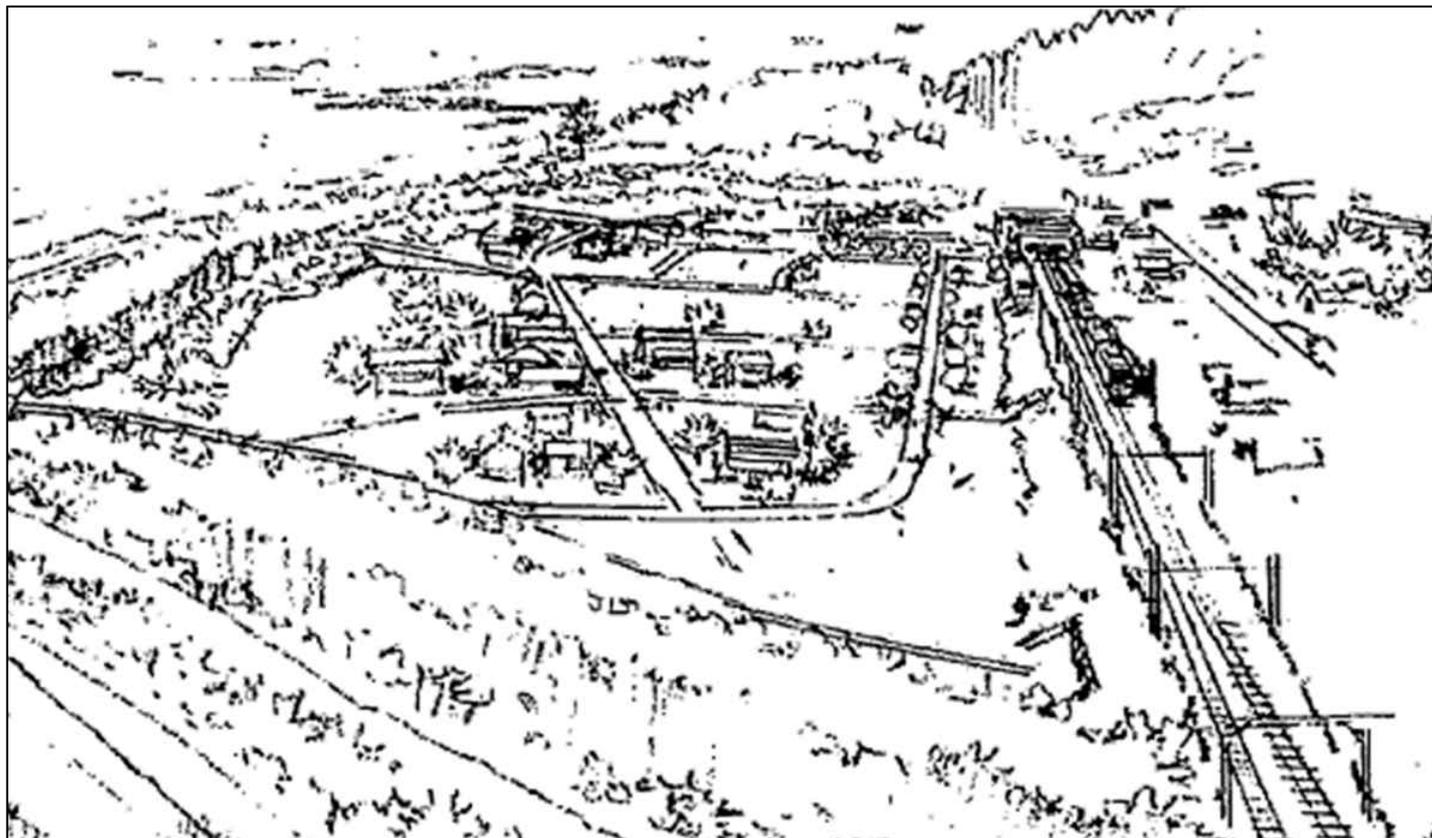
【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	◆D-22-1-1
事業名	津波防災緑地基本計画策定（原釜・尾浜地区）
事業費 総額	29,988 千円（国費：23,991 千円） 内訳：基本計画策定等（29,988 千円）
事業期間	平成 23 年度～平成 24 年度
事業目的	津波防災緑地基本計画策定事業は、相馬市沿岸部において、総合的に防災力の高い復興まちづくりに資する防災緑地を整備するにあたり、「福島県防災緑地計画ガイドライン」等に基づき、緑地のゾーニングや施設計画等、防災緑地の基本計画の策定を目的としている。
事業地区	原釜・尾浜地区
事業結果	D-22-1-1 津波防災緑地基本計画策定 基本計画平面図、基本計画報告書、イメージパース図等
事業の実績に関する評価	<p>① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本業務により、防災緑地の基本的な構造が整理され、詳細設計の基本的な資料として活用された。</p> <p>② コストに関する調査・分析・評価 事業費については、業務の受注者を競争入札により選定していることから妥当である。</p> <p>③ 事業手法に関する調査・分析・評価 ・想定した事業期間 平成 24 年 3 月～平成 24 年 12 月 ・実際に事業に有した事業期間 平成 24 年 3 月～平成 24 年 12 月 防災緑地と接する道路や防潮堤の復旧計画と整合を図り、計画の初期段階で各施設との基本的な接続構造を整理したことにより、手戻りなく計画的に防災緑地事業を進捗させることができた。</p>
事業担当部局	福島県土木部まちづくり推進課 電話番号：024-521-7507

〈計画位置図〉



〈イメージパース図〉



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-1

事業名 防災集団移転促進事業（細田地区）

事業費 462,845千円（国費 404,990千円）

（内訳：本工事費 232,792千円、測量設計費 477千円、用地・補償費 229,576千円）

事業期間 平成24年度～令和2年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市尾浜細田地内

事業結果

集団移転先となる細田東団地内の道路、下水道、集会施設、調整池等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し移転費用の補助を実施した。

【整備概要】

団地内道路：W=6m：L=862m W=7.5m：L=30m

集会施設：1棟 木造平屋 建築面積 131㎡（A=899.04㎡）

調整池：1箇所 A=785.00㎡



団地造成前(平成22年)



団地造成後(平成30年)



完成した集会所 平成27年3月24日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和3年3月時点において、117名の被災者が公営住宅へ移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
測量・設計	平成 24 年 7 月～平成 26 年 7 月	平成 24 年 7 月～平成 26 年 7 月
工 事	平成 24 年 10 月～平成 27 年 3 月	平成 24 年 10 月～平成 27 年 8 月
移転促進区域 買取	平成 24 年 3 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 2 月～平成 29 年 4 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)
移転費用助成	平成 24 年 3 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 11 月～平成 29 年 11 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び移転費用助成等については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じて D-23 事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8 事業で一律に募集期間を令和 3 年 3 月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各 1 名】

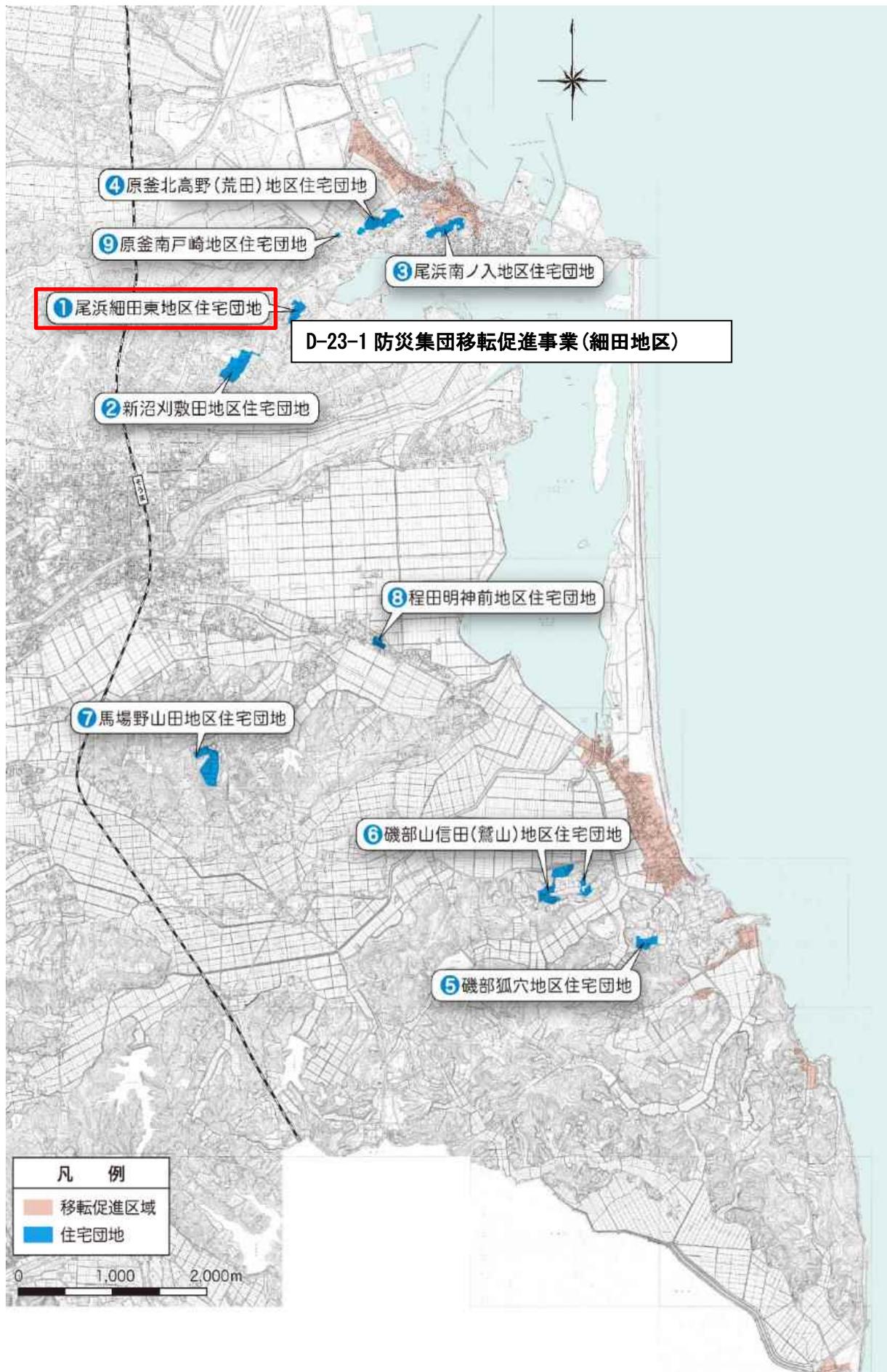
加えて、工事においては法面保護工等の追加工事が必要となったことから、当初想定した期間より 5 ヶ月程度期間が延長となった。

しかし、用地取得・造成については、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅と一括して行うことで、団地全体の工期短縮に努め、災害公営住宅は平成 26 年 3 月に竣工、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式

事業番号 D-23-2

事業名 防災集団移転促進事業（刈敷田地区）

事業費 3,079,304千円（国費 2,694,391千円）

（内訳：本工事費 692,959千円、附帯工事費 162千円、測量設計費 17,354千円、用地・補償費 2,368,829千円）

事業期間 平成23年度～令和2年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市新沼字刈敷田地内

事業結果

宅地、道路、下水道、集会施設、調整池等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し住宅建設等利子、移転費用の補助を実施した。

【整備概要】

住宅団地の整備（区画数）：43

団地内道路：W=10m：L=195m W=9m：L=319m W=6m：L=1,448+55m 他：L=223m

集会施設：1棟 木造平屋 建築面積 204㎡（A=1,645.56㎡）

調整池：1箇所 A=15,892.00㎡



団地造成前(平成22年)



団地造成後(平成30年)



分譲地における住宅建築の様子平成27年3月24日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和3年3月時点において、257名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
測量・設計	平成23年8月～平成26年12月	平成23年8月～平成27年1月
工事	平成24年5月～平成29年3月	平成24年5月～平成29年3月
移転促進区域買取	平成24年3月～平成28年3月	平成25年1月～平成30年11月 (募集期間：～令和3年3月)
利子助成	平成24年3月～平成28年3月	平成24年5月～平成28年5月 (募集期間：～令和3年3月)
移転費用助成	平成24年3月～平成28年3月	平成24年5月～平成30年12月 (募集期間：～令和3年3月)

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び利子助成、引越費用補助については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じてD-23事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8事業で一律に募集期間を令和3年3月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成28年3月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

【参考：令和2年12月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各1名】

加えて、測量・設計においては地質調査に時間を要したことから、当初想定した期間より1ヶ月程度期間が延長となった。

しかし、用地取得・造成については、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅と一括して行うことで、団地全体の工期短縮に努め、平成26年5月より住宅団地の宅地分譲を開始し、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-3

事業名 防災集団移転促進事業（荒田地区）

事業費 1,075,142 千円（国費 940,749 千円）

（内訳：本工事費 574,258 千円、附帯工事費 365 千円、測量設計費 24,868 千円、用地・補償費 475,651 千円）

事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市原釜字荒田地内外

事業結果

宅地、道路、下水道、集会施設、調整池等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し住宅建設等利子、移転費用の補助を実施した。

【整備概要】

住宅団地の整備（区画数）：23

団地内道路：W=6m：1,569+55m 他：L=238m

集会施設：1 棟 木造平屋 建築面積 204 m²（A=915 m²）

調整池：1 箇所 A=4,350.34 m²



団地造成前(平成 22 年)



団地造成後(平成 30 年)



分譲地における住宅建築の様子平成 27 年 3 月 24 日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和 3 年 3 月時点において、132 名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
測量・設計	平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
工 事	平成 25 年 5 月～平成 29 年 12 月	平成 25 年 5 月～平成 30 年 3 月
移転促進区域 買取	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 1 月～平成 31 年 1 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)
利子助成	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 8 月～平成 28 年 9 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)
移転費用助成	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 8 月～平成 29 年 4 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び利子助成、引越費用補助については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じて D-23 事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8 事業で一律に募集期間を令和 3 年 3 月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各 1 名】

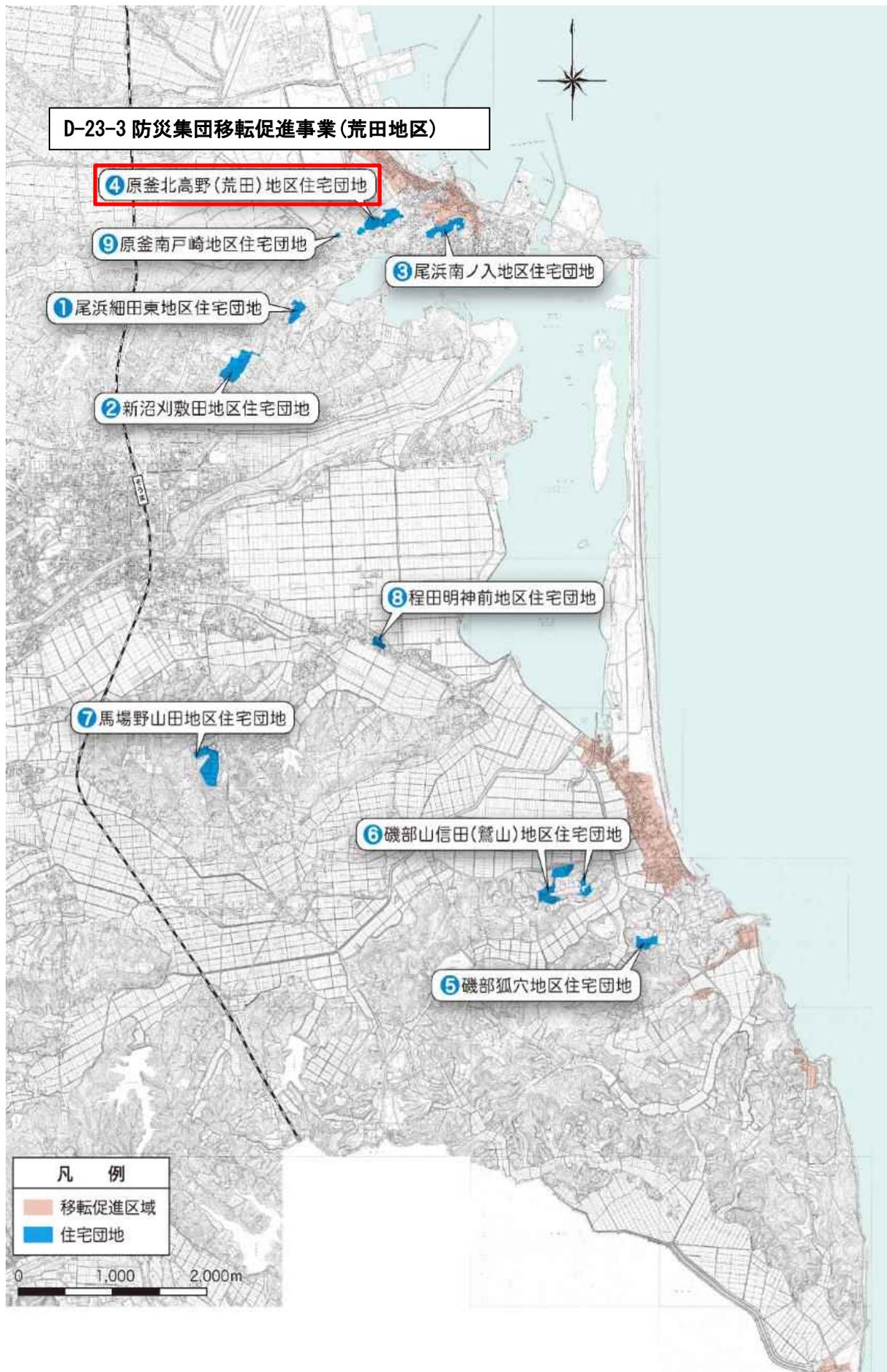
加えて、測量・設計においては汚水処理ポンプの積算業務を追加したことから、当初想定した期間より 6 ヶ月程度期間が延長となった。

しかし、用地取得・造成については、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅と一括して行うことで、団地全体の工期短縮に努め、平成 26 年 8 月より住宅団地の宅地分譲を開始し、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-4

事業名 防災集団移転促進事業（鷲山地区）

事業費 3,044,646千円（国費 2,664,065千円）

（内訳：本工事費 647,528千円、測量設計費 17,898千円、用地・補償費 2,379,220千円）

事業期間 平成24年度～令和2年度

事業目的

災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。

事業地区

相馬市磯部字山信田地内外

事業結果

宅地、道路、下水道、集会施設、調整池等の公共施設を整備。また、移転促進区域の移転元地を買取り、移転者に対し住宅建設等利子、移転費用の補助を実施した。

【整備概要】

住宅団地の整備（区画数）：13

団地内道路：W=6m：2,734m W=4m：L=116m

集会施設：1棟 木造平屋 建築面積 204㎡（A=2,150.45㎡）

調整池：3箇所 A=3,946.16㎡



団地造成前(平成22年)



団地造成後(平成30年)



分譲地における住宅建築の様子平成27年3月24日撮影

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により、集会施設を含む住宅団地を造成。令和3年3月時点において、102名の被災者が分譲地に移転し、被災者の居住の安定化に寄与している。

被災者の方々が、仮設住宅等の仮住まいから集団移転先の災害公営住宅や防災集団移転促進団地、アパート等に移転・入居したことで、本事業の目的を達成したと考えられる。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業の整備戸数は、集団移転に対する被災者の入居意向調査を行った上で決定し、競争入札により事業発注をしており、コストは適切なものとする。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
測量・設計	平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月	平成 24 年 6 月～平成 25 年 11 月
工 事	平成 25 年 2 月～平成 27 年 10 月	平成 25 年 2 月～平成 27 年 10 月
移転促進区域 買取	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 1 月～令和元年 9 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)
利子助成	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 24 年 4 月～平成 28 年 6 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)
移転費用助成	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 24 年 4 月～令和元年 6 月 (募集期間：～令和 3 年 3 月)

被災者の移転促進区域の移転促進区域買取、及び利子助成、引越費用補助については、移転先（防集団地、災害公営住宅又はその他アパート等）に応じて D-23 事業内での事業費の割振りを行ったことから、D-23-1～8 事業で一律に募集期間を令和 3 年 3 月末として実施した。当初は、これら補助の受付期間は平成 28 年 3 月末を予定していたが、被災者の住宅再建意向の変化等により、住宅再建の状況確認・調査を複数回実施した。その結果、補助を希望する対象者が新たに現れたこと、また個別の事情等により早期移転が困難な被災者がいたことから、事業期間が延長となった。

また、移転促進区域買取においては、相続手続き等により時間を要した。

【参考：令和 2 年 12 月時点希望者 移転促進区域買取、移転費用助成：各 1 名】

加えて、測量・設計においては団地内道路の設計変更により時間を要したことから、当初想定した期間より 8 ヶ月程度期間が延長となった。

しかし、用地取得・造成については、当該団地内に災害公営住宅整備事業で整備する公営住宅と一括して行うことで、団地全体の工期短縮に努め、平成 26 年 5 月より住宅団地の宅地分譲を開始し、早期に被災者の恒久住宅への移転を促進できたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161

位置图



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-5 事業名 防災集団移転促進事業（新沼地区）		
事業費 0千円（国費 0千円）		
事業期間 平成24年度～令和2年度		
事業目的 災害危険区域の住民の居住に適当でない区域（移転促進区域）内にある住居の集団的移転を促進。応急仮設住宅等の「仮の住まい」から恒久住宅で安心して安全で健やかに暮らすことができるよう、生活再建を支援するもの。		
事業地区 相馬市新沼字大森地内		
事業結果 相馬市新沼字大森地内へ宅地等を整備する予定であったが、被災者へ意向調査を行い検討した結果、整備は実施しないこととなった。 また、防集団地以外に移転した被災者の移転促進区域の移転元地買取り、及び引越費用補助等について、D-23事業内での事業費の割振り方法について検討した結果、宅地造成等の完了が早い事業順に事業費を負担することとなったことから、本事業での事業結果は無しとなった。		
事業の実績に関する評価		
① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 前述の通り、本事業は被災者への意向調査により、宅地等の整備はしないこととなった。被災者の移転促進区域の移転元地買取り、及び引越費用補助等についても、結果的に他の防災集団移転促進事業で実施することができており、被災者の生活再建に寄与することができた。		
② コストに関する調査・分析・評価 前述の通り、本事業における事業結果は無く、コストは発生していない。		
③ 事業手法に関する調査・分析・評価		
	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
測量・設計	平成25年4月～平成28年3月	—
工事	平成25年4月～平成28年3月	—
移転促進区域買取	平成24年4月～平成28年3月	募集期間 平成25年1月～令和3年3月 (募集終了後事業費割り振り決定)
移転費用助成	平成24年4月～平成28年3月	募集期間 平成24年5月～令和3年3月 (募集終了後事業費割り振り決定)
申請当初は被災者の多くが防集団地への移転を希望していたが、時間の経過とともに被災者のニーズが変化したことから、被災者への意向調査の結果を踏まえ、本事業での宅地等の整備は実施しないこととなった。 移転元地買取り事業、移転費用助成事業は、宅地造成等の完了が早い事業順に事業費を負担することとしたことから、全ての事業が完了し、買取りの希望等の確認ができないうちは、事業廃止できなかった。		

今回、全ての事業が完了し、移転等が確定した結果、当該事業での負担が発生しなかった。

結果的に他の防災集団移転促進事業でこれらの買取や移転補助を実施することができたことから、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市建設部都市整備課 電話番号：0244-37-2161